

最高裁秘書第3426号

平成29年8月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長 今崎 幸彦



司法行政文書不開示通知書

5月9日付け（同月10日受付，最高裁秘書第2177号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

二回試験終了後，承認を受けていなかった司法修習生の海外旅行に関して，司法研修所が二回試験の可否の判断材料とするために作成した文書（一番最近の事例に関するもの）

2 開示しないこととした理由

1の文書は存在しない。

